

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榊 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度

包括外部監査分

指摘事項	当初措置状況 (23年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 ○随意契約とする理由について検討が不十分である問題 ③ 種類別収集の視点 (報告書115ページ)</p>	<p>随意契約理由にある「現在の26種類の収集パターン(収集エリア、曜日)を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」については、その根底に競争入札移行＝収集パターン見直しという概念が働いていると思われる。しかし、競争入札に移行するからといって収集パターン見直しは必須なのかどうかと考えれば疑問符がつく。 (中略) 種類ごとによる収集を検討することにより競争入札の原則導入が可能になる余地があるものと考えられる。 可燃物を扱う長野市一般廃棄物収集運搬業許可業者は平成22年4月1日現在で約130弱存在する。このうち、同組合の組合員企業5社のみが家庭から排出される可燃ごみ収集業務を随意契約により継続的に受託している事実は平成14年度包括外部監査の指摘のとおり、新興・後発業者へ収集業務の参加機会を失わせる結果となる。一方、ごみの収集は1日たりとも停止できない重要度の高い業務であり、やみくもな競争原理を導入した結果市民が混乱してしまえば廃掃法の要請に反することとなる。 難しい問題であるが、絶えずその両者の要請を統合する改善方策を担当課では検証する必要がある。担当課とすればごみの収集は正確性が大事というスタンスは理解できるところであるが、このスタンスに偏りすぎるのは問題であり、少なくとも随意契約ありきでの発想でこの問題に取り組むことは良くない。</p>	<p>種類ごとによる収集を実施することが可能か、市民生活への影響や費用対効果等を考慮し、他市の状況を参考にしながら検討する。</p>	<p>平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、この判決も踏まえ、同年10月8日付けで環境省から、廃棄物処理法施行令に規定する「委託基準」は「経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である」と通知されていることを確認した。 同一日に複数のエリア、複数の品目を限られた車両で効率的かつ確実に収集を行える者は長野市委託清掃事業協同組合のみであり、随意契約の相手方として選定する理由は合理的であるといえる。 事業費の面についても、ごみ量が均等になるように市内を5ブロックに分け委託料の試算をしたが、受託者が複数となることにより、収集車両や従事者が増え、委託料が大幅に増加する試算となったことから、今後も現行のままでの運用としていく。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>(1)長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 (結果2) ○積算における価格に関する問題 ② 間接給の積算について (報告書117ページ)</p>	<p>間接給として積算されている社会保険料のなかに、介護保険料の積算部分が含まれている。介護保険料は満40歳以上の従業員について必要となる経費であるが、従事者の中には40歳未満の従事者も多数含まれている。健康保険や厚生年金と異なり一律に積算すべきでない。金額面では些少であるが、より正確な積算のために考慮する必要がある。</p>	<p>満40歳以上の従業員は事業所毎にも異なる上に毎年変動する可能性があるため固定するのは困難であるが、他市の状況などを参考にして検討したい。</p>	<p>本年度も、受託事業者従業員の年齢構成について調査を行った。 長野地域を受託している清掃事業協同組合の組合員5社においても若年層の従業員が多い事業所、逆に中高年齢層の従業員が多くを占める事業所がありばらつきがある。若年層が多い事業所でも30代後半の従業員が多く、新規従業員の雇用も少ない状況から、数年後には介護保険料の積算が対象になることが予想される。 数年間にわたり積算方法を検討してきたが、毎年の従業員雇用には変動があり、積算段階での年齢把握ができないことから、今後も現行のとおりとする。</p>	<p>生活環境課</p>